

第2回岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

岩手労働局

令和5年10月13日 午後1時27分～午後3時55分

<p>○ 主な審議事項〈公開・非公開〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係労使参考人からの意見聴取について 2 金額審議 3 その他 	出席状況	公益	3/3						
		労側	3/3						
		使側	3/3						
<p>○ 審議要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係労使参考人からの意見聴取について 事務局が、関係労働者参考人及び関係使用者参考人から提出された「参考人意見書」を読み上げ説明した。 2 金額審議 <p>【労働者側の基本的な考え方、金額提示及び根拠】 特定（産業別）最低賃金で格差是正を進めておかななくては人材の流出を防げないと考え、岩手以外の東北5県の地域別最低賃金引き上げ額の平均43.4円、44円を上回る必要があると考える。 また、北東北と言われている青森と秋田の電気特定（産業別）最低賃金平均890円、岩手の877円との差13円を合わせて57円（44円+13円=57円）、57円引き上げの934円を提示。 【使用者側の基本的な考え方、金額提示及び根拠】 令和5年10月11日に開催された中小企業団体全国大会の決議内容である3点、①経済の好循環実現のための適正な最低賃金制度のあり方について労使ともに納得できる合理的な議論をすべきであること、②中小企業の経営実態や地域の実情を踏まえた納得感のある最低賃金審議を行うこと、③地域別最低賃金の継続的かつ大幅な引上げによって、地域によっては特定（産業別）最低賃金との逆転現象が起これ、その差額も拡大しつつあり、現在の地域別最低賃金に屋上屋を架ることになる特定（産業別）最低賃金は廃止することの3点を基本的な考え方としている。 令和5年度賃金改定状況調査結果「第4表①一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」の製造業、Cランクの2.2%を引用して、現行の特定（産業別）最低賃金877円×2.2%=19.29円、切上げで20円、20円引上げの897円を提示。 【審議経過】 労使の主張に対する審議が進められ、部会長より金額の再提示を促したが、労使双方とも金額の再提示はなく、基礎調査結果の未満率や影響率等についての主張が労使双方からなされた。 次回専門部会に向けて、それぞれ検討することとなった。</p> 3 その他 特になし。 									
<p>○ 次回開催日</p> <table border="0"> <tr> <td>会議名</td> <td>令和5年度第3回岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会</td> </tr> <tr> <td>日時</td> <td>10月19日 午前9時</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>盛岡第2合同庁舎5階会議室</td> </tr> </table>				会議名	令和5年度第3回岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会	日時	10月19日 午前9時	場所	盛岡第2合同庁舎5階会議室
会議名	令和5年度第3回岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会								
日時	10月19日 午前9時								
場所	盛岡第2合同庁舎5階会議室								